

## 宿泊業環境整備緊急対策事業：Q&A

番号	区分	Q	A
1	対象事業者	申請できる者はだれか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該支援金事業では、旅館業法上の許可を得た、道内の宿泊施設を営んでいる中小企業者等を対象としています。</li> <li>・ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者は除きます。</li> </ul>
2	対象事業者	「中小企業者等」とどのようなものか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当事業における、「中小企業者等」とは次のいずれかに該当するものとします。</li> <li>(1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する会社又は個人</li> <li>(2) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づき設立した事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合で、道内に主たる事務所または事業所を有するもの。</li> <li>(3) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づき設立した協業組合、商工組合、商工組合連合会で道内に主たる事務所又は事業所を有するもの。</li> <li>(4) 特定非営利活動促進法に基づき設立した特定非営利活動法人で道内に主たる事務所又は事業所を有するもの。</li> </ul>
3	対象事業者	本社が道内にない場合も対象となるか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旅館業法の許可を得て、道内に宿泊施設を営んでいる中小企業者等であれば対象となります。</li> </ul>
4	対象事業者	宿泊施設にあるお土産屋・レストラン・スポーツジム、事務所等での設備投資も補助対象となるか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宿泊施設の敷地内であれば対象となります。</li> <li>・ただし、次のことに留意してください。</li> <li>①申請者は旅館業許可を有する宿泊事業者であること</li> <li>②当該許可を有する宿泊施設内の敷地内の施設に関する経費であること</li> <li>③申請者が上記経費の負担者であること。</li> </ul>
5	対象事業者	公の施設、指定管理者の施設については申請可能か。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請可能です。</li> </ul>
6	対象経費（概要）	「対象経費一覧」に記載のもので申請すると必ず採択を受けられるか。〇〇（購入予定物品）は対象となるので、必ず採択されるか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請頂いた内容をもとに審査を行い、予算の範囲内で事業の採択を行うので、要件に合ったとしても、必ず採択されるということではありません。なお、先着順ではありません。</li> </ul>
7	対象経費（概要）	審査方法について教えてほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審査方法については公表を予定しておりません。申請頂いた内容をもとに審査を行い、予算の範囲内で事業の採択を行うので、要件に合ったとしても、必ず採択されるということではありません。</li> </ul>
8	対象経費	①通販で購入した場合の送料や②商品代金支払いのための銀行振込手数料は支援金の対象となるか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・①送料は、「省エネルギー化・省力化に直接必要となる経費」であるため、対象と認められます。発注先に見積りに含めて記載してもらうようにしてください。</li> <li>・②振込手数料については、銀行等に支払うものであり、対象外となります。</li> </ul>
9	対象経費	人件費は対象となるか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象事業者の経常的な経費（人件費及び旅費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費、通信料等）は対象外です。</li> </ul>
10	対象経費	リースは対象となるか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象外です。</li> </ul>
11	対象経費	通信販売で購入した経費分も対象となるか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象となります。追加で書類提出を求められる場合がありますので、事務局へお問い合わせください。</li> </ul>

## 宿泊業環境整備緊急対策事業：Q&A

番号	区分	Q	A
12	対象経費	採択を受けてから設備発注を行い、発注先の都合等により12月15日までに導入工事と代金支払が終わらない場合、支援金の支給対象となるか。	・本事業では、令和6年1月19日までに事業を終了（支払いと導入設備の設置）する必要があります。
13	対象経費	「エネルギー消費量を年率10%低減するもの」とは。	・設備の更新による省エネ化（高効率ボイラーへの更新、施設内照明のLED化、省エネ型冷蔵庫の更新等）について、支援事業の実施により見込まれる削減効果を記載いただき、カタログや製造者（または販売者）の証明等の客観的な資料を提出いただけます。
14	対象経費	エネルギー消費量をどのように確認するのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「新たに導入する設備」のエネルギー消費量と「更新前の既存設備」のエネルギー消費量を比較します。</li> <li>・性能等がわかるカタログ等を添付してください。</li> <li>・既存設備が古いなど、カタログ等が入手できない場合は、インターネット等で情報を収集し、画面を印刷して添付してください。</li> <li>・なお、カタログやインターネット画面等により、確認できない場合は、メーカーや納入業者の証明書（要押印・様式任意）の取り付けが必要です。</li> </ul>
15	対象経費	エネルギー消費量をどのように確認するのか。エネルギー種別が異なる機器への入れ替えは対象となるか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象となります。エネルギー種別が異なる機器へ更新する場合は、資源エネルギー庁ホームページ内の「エネルギー消費量（原油換算値）観測計算表」などにより、年間エネルギー消費量を熱量換算してください。</li> <li>(<a href="https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/factory/procedure/file/gentani_tool.xls">https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/factory/procedure/file/gentani_tool.xls</a>)</li> </ul>
16	対象経費	他の補助金の交付を受けたが、補助率が少なかったため、本支援金を受けたいが、対象となるか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国や道の他の補助金等の交付を受けている事業は、本支援金の対象とはなりません。</li> <li>・本支援金の交付後に国や道の他の補助金等の交付を受けている事実が判明した場合は本支援金を返納していただくこととなりますのでご注意ください。</li> </ul>
17	対象経費	10万円以下または耐用年数が1年未満の消耗品は対象となるか。	・対象となりません。
18	対象経費	中古品は対象となるか。	・中古品は対象となりません。
19	対象経費	既存設備の撤去費用は対象となるか。	・既存設備・システムの解体、撤去・移設に係る経費は対象となりません。
20	対象経費（期間）	支援金の補助対象となる期間はあるか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年5月17日以降に支出の原因となる行為（例：契約締結、発注行為）を行い、令和6年1月19日までに支払い・設置を行った経費が対象です。</li> <li>・「支出の原因となる行為」とは、例えば、契約締結や発注行為などの行為です。</li> </ul>
21	交付申請	申請はどのように行うか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援金の申請・支給などについては、道が事業者へ委託し、事業者が支援金事務局を設置して行います。</li> <li>・申請は、支援事務局が設置する特設ページにおいて電子申請により行います。</li> </ul>
22	交付申請	申請書の提出期限はあるか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請日の締め切りは8月4日（金）です。同日内に申請書を事務局に電子申請により提出していただきます（郵送の場合は同日の消印まで有効です）。</li> <li>・申請状況により第2回募集をする場合があります。</li> </ul>
23	交付申請	申請者が複数の宿泊施設を有する場合はどのように申請すれば良いか。	・複数の宿泊施設に関する申請は、施設ごとに申請を行います。
24	交付申請（証拠書類）	電子申請の際に証拠書類の添付はどのようにするか。	・証拠書類はPDFあるいは写真データの形式により、電子申請に添付して頂きます。

**宿泊業環境整備緊急対策事業：Q&A**

番号	区分	Q	A
25	実績報告	事業はいつまでに完了する必要があるか。	・令和6年1月19日までに全ての支払い・設置を終わらせる必要があります。支払い後、14日を経過する日までに、実績報告を提出していただきます。
26	制度その他	第2回申請は予定しているか。	・第1回の申請や採択の実施状況を見て判断します。
27	制度その他	複数回の申請は可能か。	・交付申請は、1施設につき1回のみです。